

令和5年住宅・土地統計調査
土地集計結果（宮崎県）

令和7年5月

宮崎県総合政策部統計調査課

目 次

第 1	調査の概要	1
第 2	統計表利用上の注意	4
第 3	結果の概要	
1	世帯が所有している土地の状況	5
2	世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの状況	8
第 4	用語の解説	
1	世帯	10
2	現住居の敷地以外に所有する土地等	11
第 5	令和 5 年住宅・土地統計調査 集計結果公表予定	13

第 1 調査の概要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査はその16回目に当たる。

2 調査の時期

調査は、令和5年10月1日午前零時現在で実施した。

3 調査の地域

全国の令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約20万単位区（宮崎県1,760単位区）について調査した。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、計約340万住戸・世帯、宮崎県約3万住戸・世帯）を対象とした。

ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査対象から除外した。

- (1) 外国の大使館、公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

5 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

【調査票甲】

(1) 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 構成
- ウ 同居世帯に関する事項
- エ 年間収入

(2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 子の住んでいる場所
- エ 現住居に入居した時期
- オ 前住居に関する事項

(3) 住宅に関する事項

- ア 居住室の数及び広さ
- イ 所有関係に関する事項
- ウ 家賃又は間代等に関する事項
- エ 構造
- オ 床面積
- カ 建築時期
- キ 設備に関する事項
- ク 建て替え等に関する事項
- ケ 増改築及び改修工事に関する事項
- コ 耐震に関する事項

(4) 現住居の敷地に関する事項

- ア 敷地の所有関係に関する事項
- イ 敷地面積
- ウ 取得方法・取得時期等

(5) 現住居以外の住宅に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 利用に関する事項

(6) 現住居以外の土地に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 利用に関する事項

【調査票乙】

上記【調査票甲】(1)～(6)に、以下の事項を加えて調査した。

(3) 住宅に関する事項

- サ 現住居の名義

(4) 現住居の敷地に関する事項

- エ 所有地の名義

(5) 現住居以外の住宅に関する事項

- ウ 所在地
- エ 建て方
- オ 取得方法
- カ 建築時期
- キ 居住世帯のない期間

(6) 現住居以外の土地に関する事項

- ウ 所在地
- エ 面積に関する事項
- オ 取得方法
- カ 取得時期

【建物調査票】

(1) 住宅に関する事項

- ア 世帯の存しない住宅の種別
- イ 種類

(2) 建物に関する事項

- ア 建て方
- イ 世帯の存しない建物の構造
- ウ 腐朽・破損の有無
- エ 建物全体の階数
- オ 敷地に接している道路の幅員
- カ 建物内総住宅数
- キ 設備に関する事項
- ク 住宅以外で人が居住する建物の種類

6 調査の方法

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が、調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットにより回答する方法、記入した調査票を調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法により行った。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認するほか、世帯や建物の管理者に確認するなどして作成した。

7 結果の公表

結果は、速報値である「住宅数概数集計」、確定値である「住宅及び世帯に関する基本集計」、「住宅の構造等に関する集計」及び「土地集計」から成り、総務省統計局がインターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表する。

また、総務省統計局による確定値の公表の都度、公表されたデータの中から宮崎県の状況についてまとめたものを、宮崎県が公表する。

第2 統計表利用上の注意

1 統計表の出典について

令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）（<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/>）ほか、e-Stat（<https://www.e-stat.go.jp/>）の住宅・土地統計調査各調査年の結果及び平成30年住宅・土地統計調査の時系列統計表を加工して作成した。

上記で確認ができないデータについては今回の統計表に含めていない。

2 統計表の表章単位等について

全国、都道府県の実数については、10位を四捨五入して100位までが有効数字として表章されており、県は表章単位未満の数値を把握していない。

表章単位未満の位で四捨五入されているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

割合は、表章数値による計算であり、また、表章単位未満を四捨五入した数値のため、内訳の合計が100にならない場合がある。

なお、一世帯当たり住宅数や割合の表章単位は、国の公表値に準じている。

3 不詳について

統計表の数値は、総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

4 統計表の数値統計表中に使用されている記号等について

(1) 「-」は、該当数値がないもの又は数字が得られないものを示す。

(2) 「0」は、集計した数値が表章単位に満たないものを示す。

5 市町村別結果について

市町村別結果は、市及び人口15,000人以上の町村が表章の対象となっている（人口は令和2年国勢調査時点）。

市町村別結果は、1位を四捨五入して10位までが有効数字として表章されている。

第3 結果の概要

1 世帯が所有している土地の状況

- 現住居の敷地を所有している世帯は54.8%。
- 現住居の敷地以外の土地を所有している世帯は18.5%。

主世帯（471,000世帯）のうち、現住居の敷地を所有している世帯は258,000世帯で、主世帯に占める割合は54.8%となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯は87,000世帯（主世帯に占める割合18.5%）となっており、このうち現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯は47,000世帯（同10.0%）となっている。（表1）

全国との比較では、全国の主世帯のうち、現住居の敷地を所有している世帯の割合は47.1%となっており、全国と比べ7.7ポイント高い割合となっている。また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯の割合は11.8%となっており、全国と比べ6.7ポイント高い割合となっている。

表1 土地の所有状況別主世帯数－宮崎県（令和5年）

	総数	土地を所有している世帯		
		現住居の敷地を所有している	現住居の敷地以外の土地を所有している	現住居の敷地以外の宅地などを所有している
実数（世帯）	471,000	258,000	87,000	47,000
割合（%）		54.8	18.5	10.0

現住居の敷地を所有している世帯と現住居の敷地以外の土地を所有している世帯の割合は、いずれも家計を主に支える者の年齢階級が高くなるほど高くなる傾向。

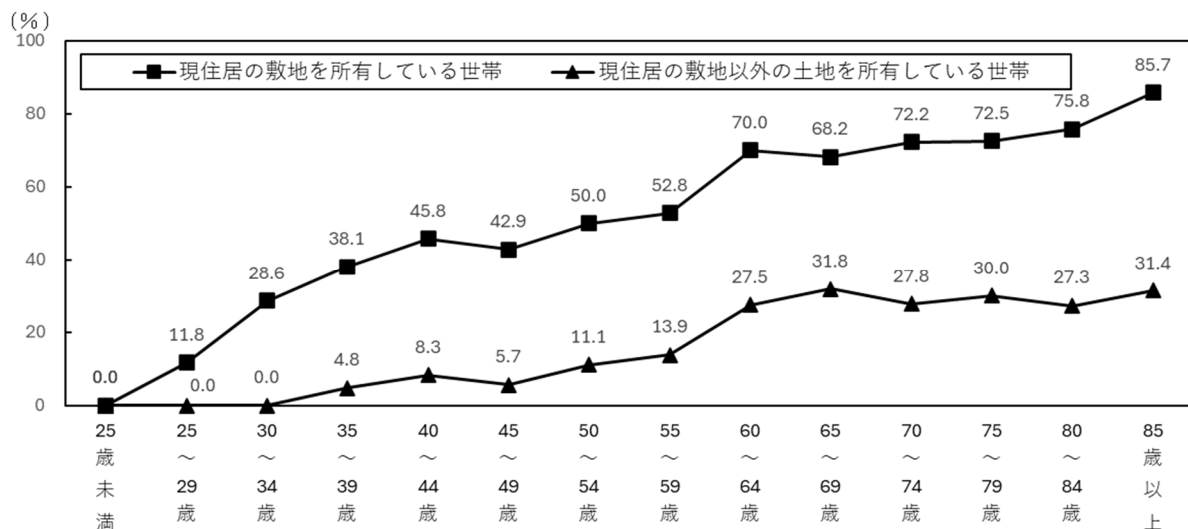
現住居の敷地を所有している世帯について、主世帯に占める割合を家計を主に支える者の年齢階級別にみると、年齢階級が高くなるほど所有している世帯の割合が高くなる傾向となっており、「60～64歳」から「85歳以上」までの区分ではいずれも65%以上となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についてみると、こちらも同様の傾向となっており、「60～64歳」から「85歳以上」までの区分ではいずれも25%以上となっている。（図1－1）

全国との比較では、全国の現住居の敷地を所有している世帯は「65～69歳」から「85歳以上」までの区分でいずれも60%以上となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯は「60～64歳」から「85歳以上」までの区分でいずれも15%以上となっており、全国でも宮崎県と同様に年齢階級が高くなるほど所有している世帯の割合が高くなる傾向となっている。

図 1 - 1 家計を主に支える者の年齢階級別土地を所有している主世帯の割合－宮崎県（令和 5 年）



現住居の敷地を所有している世帯と現住居の敷地以外の土地を所有している世帯の割合は、いずれも世帯の年間収入階級が高くなるほど高くなる傾向。

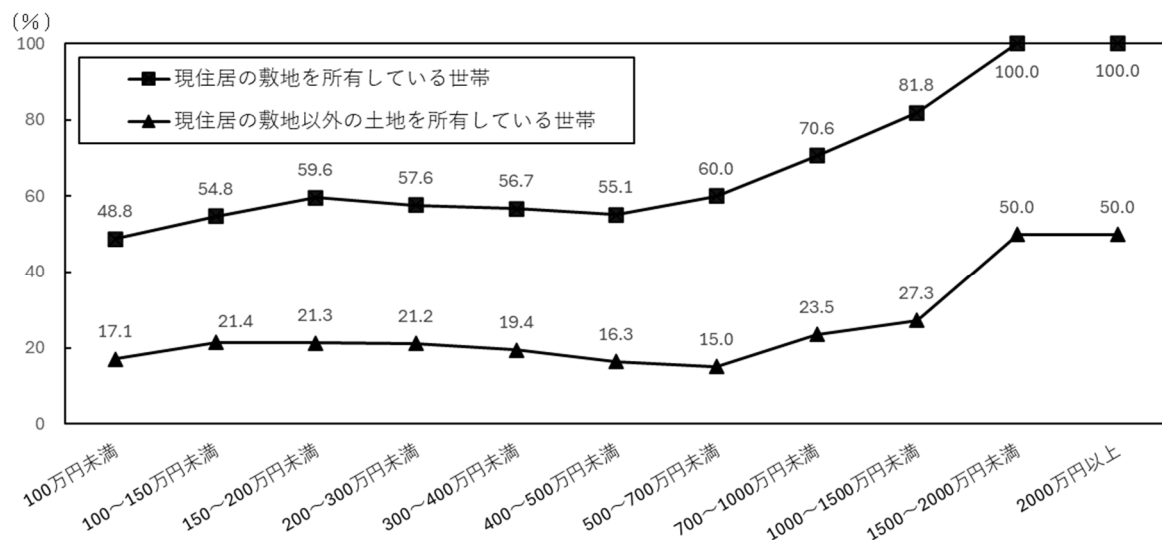
現住居の敷地を所有している世帯について、主世帯に占める割合を世帯の年間収入階級別にみると、年間収入階級が高くなるほど所有している世帯の割合が高くなる傾向となっており、「500～700万円未満」で60%となり、「1500～2000万円未満」及び「2000万円以上」では100%となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についてみると、こちらも同様の傾向となっており、「1000～1500万円未満」で25%を超え、「1500～2000万円未満」及び「2000万円以上」では50%と最も高くなっている。〈図 1 - 2〉

全国との比較では、全国の現住居の敷地を所有している世帯は「500～700万円未満」で50%を超え、「2000万円以上」では72.7%と最も高くなっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯では「1000～1500万円未満」で15%を超え、「2000万円以上」では31.3%と最も高くなっており、全国でも宮崎県と同様に、年間収入階級が高くなるほど所有している世帯の割合が高くなる傾向となっている。

図 1 - 2 世帯の年間収入階級別土地を所有している主世帯の割合－宮崎県（令和 5 年）



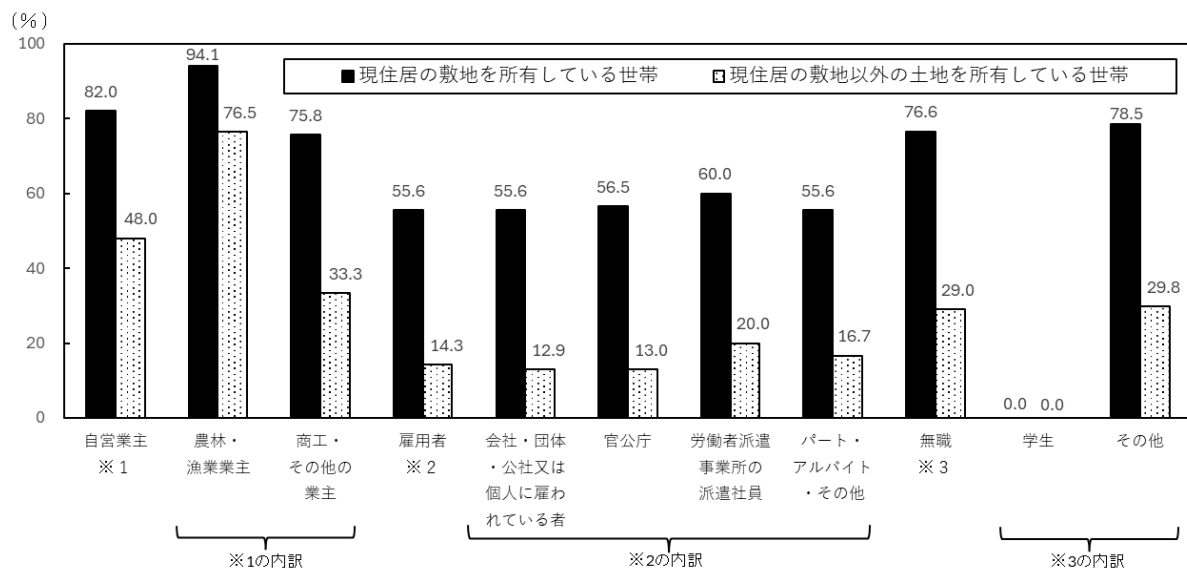
「自営業主」は、現住居の敷地を所有している世帯と現住居の敷地以外の土地を所有している世帯の割合が高い。

現住居の敷地を所有している世帯について、主世帯に占める割合を家計を主に支える者の従業上の地位別にみると、「自営業主」が82.0%と最も高く、次いで「無職」が76.6%、「雇用者」が55.6%となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についてみると、こちらも同様の傾向となっており、「自営業主」が48.0%と最も高くなっている。〈図1－3〉

全国との比較では、全国でも宮崎県と同様に、現住居の敷地を所有している世帯で76.5%、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯で36.9%と、「自営業主」がそれぞれ最も高くなっている。

図1－3 家計を主に支える者の従業上の地位別土地を所有している主世帯の割合－宮崎県（令和5年）



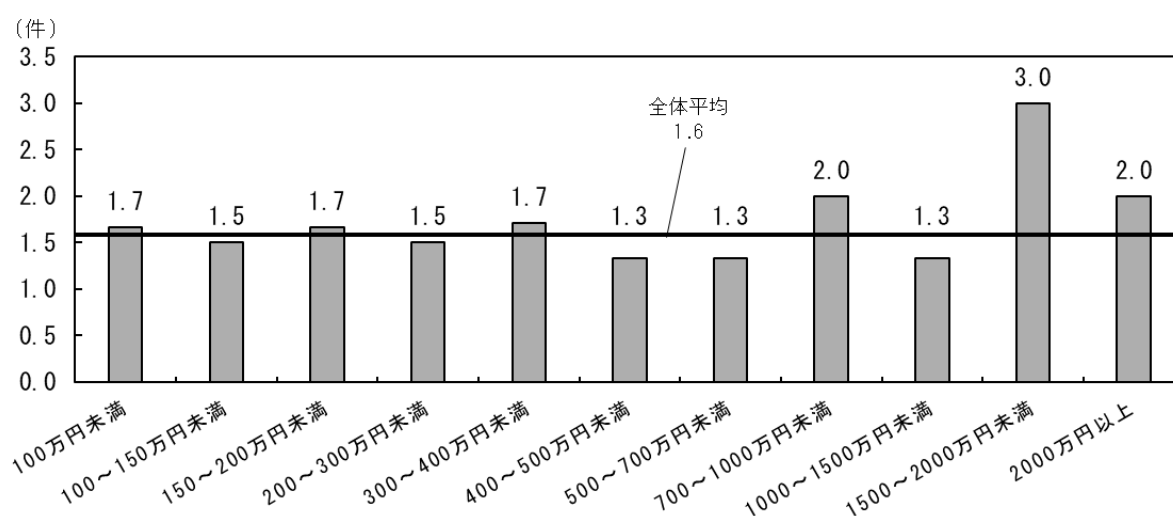
2 世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの状況

現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯の1世帯当たり所有件数は1.6件、世帯の年間収入階級別では「1500～2000万円未満」で最も多い。

現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯について、1世帯当たり所有件数をみると1.6件となっている。これを世帯の年間収入階級別にみると、「1500～2000万円未満」で3.0件と最も多くなっている。〈図2-1〉

全国と比較すると、全国の1世帯当たり所有件数は1.6件と宮崎県と変わらないが、世帯の年間収入階級別にみると、全国では年間収入階級が高くなるほど1世帯当たり所有件数が多くなる傾向となっており、「2000万円以上」で2.8件と最も多くなっている。

図2-1 現住所の敷地以外の宅地などを所有している世帯の年間収入階級別1世帯当たり所有件数－宮崎県（令和5年）

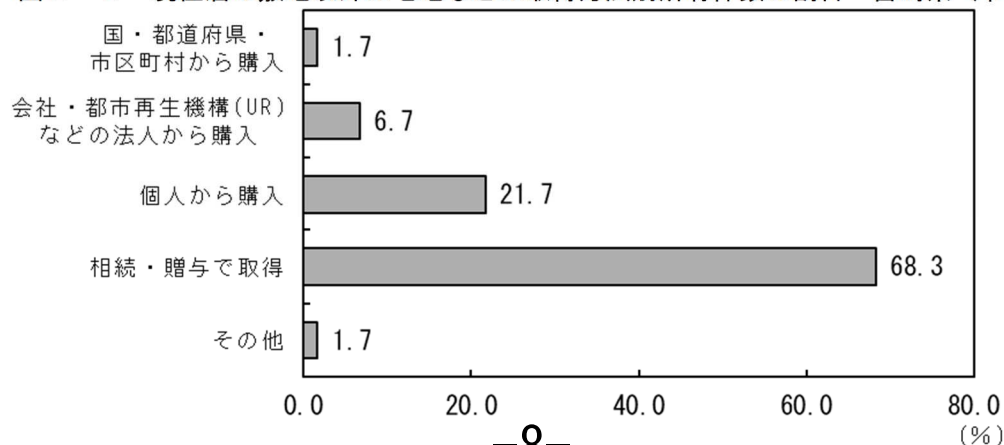


現住居の敷地以外の宅地などの取得方法は、「相続・贈与で取得」が68.3%。

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数について、取得方法別に割合をみると、「相続・贈与で取得」が68.3%と最も高く、次いで「個人から購入」が21.7%、「会社・都市再生機構(UR)などの法人から購入」が6.7%などとなっている。〈図2-2〉

全国でも取得方法別の割合では宮崎県と同様に、「相続・贈与で取得」が65.8%と最も高く、次いで「個人から購入」が19.0%、「会社・都市再生機構(UR)などの法人から購入」が10.6%などとなっている。

図2-2 現住居の敷地以外の宅地などの取得方法別所有件数の割合－宮崎県（令和5年）



現住居の敷地以外の宅地などのうち住宅用地・事業用地の利用現況は、「主に建物の敷地として利用」が69.0%。

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数について、利用現況別に割合をみると、「住宅用地・事業用地」が92.1%、「その他（原野など）」が7.9%となっている。

このうち「住宅用地・事業用地」について、その内訳をみると、「主に建物の敷地として利用」が69.0%と最も高く、次いで「主に建物の敷地以外に利用」及び「利用していない（空き地）」がいずれも15.5%となっている。（表2）

全国と比較すると、全国の現住居の敷地以外の宅地などの利用現況別割合では「住宅用地・事業用地」が最も高く94.6%となっており、宮崎県の方が2.5ポイント低くなっている。

表2 現住居の敷地以外の宅地などの利用現況別所有件数の割合－宮崎県（令和5年）

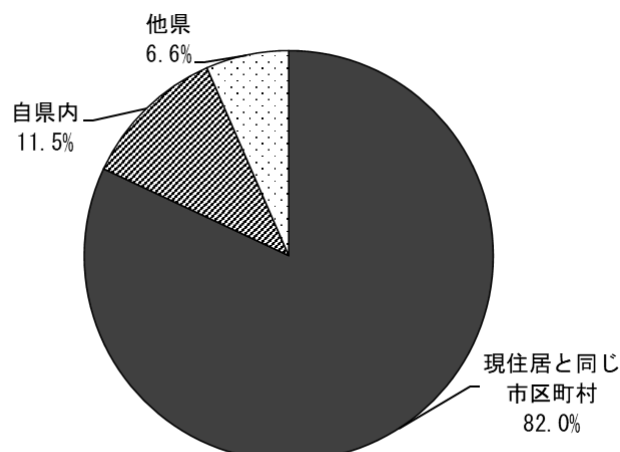
現住居の敷地以外の宅地などの利用現況	所有件数の割合	
	総数に占める割合（%）	住宅用地・事業用地に占める割合（%）
総数	100.0	
住宅用地・事業用地	92.1	100.0
主に建物の敷地として利用	63.5	69.0
居住用	47.6	51.7
事業用	12.7	13.8
その他の建物	3.2	3.4
主に建物の敷地以外に利用	14.3	15.5
利用していない（空き地）	14.3	15.5
その他（原野など）	7.9	

現住居の敷地以外の宅地などの所在地は、「現住居と同じ市区町村」が82.0%。

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数について、所在地別に割合をみると、「現住居と同じ市区町村」が82.0%と最も高く、次いで「自県内」が11.5%、「他県」が6.6%となっている。（図2-3）

全国と比較すると、全国の現住居の敷地以外の宅地などの所在地別の割合は、宮崎県と同様に「現住居と同じ市区町村」が70.9%と最も高くなっている。

図2-3 現住居の敷地以外の宅地などの所在地別所有件数の割合－宮崎県（令和5年）



第5 用語の解説

「第3 結果の概要」に記載した事項に関連する用語の解説

「令和5年住宅・土地統計調査 調査の結果（総務省統計局）（<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>）」参考情報に記載のある「1. 用語の解説」の抜粋。
一部県にて追記している。

1 世帯

(1) 主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

(2) 世帯員の年齢

令和5年10月1日現在の満年齢

(3) 世帯の年間収入

世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

(4) 世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人。

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

(5) 従業上の地位

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。

区分		内容
自営業主		
	農林・漁業業主	個人で農業、漁業などを営んでいる者
	商工・その他の業主	個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主 個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している 開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。 また、家庭で内職をしている場合もここに含めた。
雇用者		
	会社・団体・公社又は 個人に雇われている者	会社、都市再生機構（IR）・公社やその他の法人・団体又は個人に 常時雇われて、給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・ 個人商店の従業員など）。 いわゆる会社・団体の社長・取締役・理事などの役員も含まれる。

官公庁	現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
無職	
学生	ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者
その他	ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者

2 現住居の敷地以外に所有する土地等

(1) 現住居の敷地以外に所有する土地

主世帯の世帯員が、現在居住している住宅の敷地のほかに所有している土地（農地、山林、住宅用地、事業用地、原野、荒地、池沼など）をいう。

ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその土地の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の土地について相続手続き中の場合も「所有している」とした。

(2) 現住居の敷地以外に所有する土地の所有件数

宅地などの所有件数については、地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごとに1件とした。ただし、同じ区画であっても「土地の所有形態」が異なる場合はそれぞれ別の区画とした。

農地・山林の所有件数については、所在する市区町村ごとに1件とした。

(3) 現住居の敷地以外に所有する土地の所在地

現住居の敷地以外に所有する土地の所在地を次のとおり区分した。

区分	内容
現住居と同じ市区町村	現在住んでいる住居と同じ市区町村
自県内	現在住んでいる住居と同じ都道府県内の他市区町村
他県	現在住んでいる住居と異なる都道府県

(4) 現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得方法

現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得方法について、次のとおり区分した。なお、宅地などを購入した場合は、仲介者でなく、宅地などを買った直接の相手方について区分した。

区分	内容
国・都道府県・市区町村から購入	国・都道府県・市区町村の所有する土地を買った場合
会社・都市再生機構（UR）などの法人から購入	会社などの法人、都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社・開発協会などの所有する土地を買った場合

個人から購入	個人の所有する土地を買った場合
相続・贈与で取得	相続や贈与によって土地を取得した場合
その他	上記以外の方法で取得した場合 例えば、土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合

(5) 現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況

現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況について、次のとおり区分した。

区分			内容
住 宅 用 地・事業 用地	主に建物の 敷地として 利用	一戸建専用 住宅	一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅
		一戸建店舗等 併用住宅	一戸建住宅のうち、店舗、作業所、事務所などの業務 に使用するために設備された部分と居住部分とが結合 している住宅
		共同住宅・ 長屋建	アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウス などの長屋建住宅
		事務所・店舗	事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など
		工場・倉庫	工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫、蔵など (資材置場などに利用している建物も含む。)
		ビル型駐車場	屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る駐車場 (リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む。) としてのみ使用される建物 なお、1階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが 堅固に建てられたものは含む。
		その他の建物	上記以外の建物
	主に建物の 敷地以外に 利用	屋外駐車場	建物を建てずに駐車場に利用している場合
		資材置場	建物を建てずに資材置場として利用している場合
		スポーツ・ レジャー用地	運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園など、主にス ポーツ・レジャー用として利用している場合
		その他に利用	道路や家庭菜園など、建物を建てずに利用している場 合で、上記以外の土地
		利用していない(空き地)	
その他(原野など)			住宅用地・事業用地となっていない土地で、特に利用 していない土地(荒地・池沼などを含む。)

第6 令和5年住宅・土地統計調査 集計結果公表予定

1 住宅数概数集計

調査結果を早期に提供することを目的として、住宅総数、空き家の総数等の概数を、以下2～4の確定値の公表に先がけて公表するもの（速報値）

(1) 総務省統計局公表

表章地域：全国、都道府県

公表日：令和6年4月30日

(2) 宮崎県版

作成・公表なし

2 住宅及び世帯に関する基本集計

住宅の建築の時期、所有の関係、居住室の広さ、家賃や、家計を主に支える者の年齢、従業上の地位、世帯の年間収入など、住宅及び世帯に関する基本的な項目について集計した結果（確定値）

(1) 総務省統計局

表章地域：全国、都道府県、市区及び人口15,000人以上の町村

公表日：令和6年9月25日

(2) 宮崎県版

公表日：令和6年11月18日

3 住宅の構造等に関する集計

持ち家の増改築・改修工事、耐震改修工事など住宅の構造に関する項目、最寄りの生活関連施設までの距離など住環境に関する項目、世帯が所有する空き家に関する項目などについて集計した結果（確定値）

(1) 総務省統計局

表章地域：全国、都道府県、市区及び人口15,000人以上の町村

公表日：令和7年1月29日

(2) 宮崎県版

公表日：令和7年3月7日

4 土地集計

世帯が所有している住宅及び土地の所有状況や、世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの取得方法、利用現況、所在地などについて集計した結果（確定値）

(1) 総務省統計局

表章地域：全国、都道府県、市区及び人口15,000人以上の町村

公表日：令和7年3月26日

(2) 宮崎県版

公表日：令和7年5月16日（今回）

5 令和5年住宅・土地統計調査 結果の概要【宮崎県版】

宮崎県の各集計結果（確定値）を1冊にまとめたもの

公表日：令和7年6月頃

6 注意事項

(1) 宮崎県版公表時期について

県は、総務省統計局が公表した統計表を用いて作成するため、総務省統計局の公表が変更となった場合、県の公表日も変更となる場合があります。

(2) 宮崎県版の表章地域について

結果の概要については宮崎県の結果を中心に、付表にて市及び人口15,000人以上の町（北諸県郡三股町、東諸県郡国富町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町及び東臼杵郡門川町）について、主要な指標を掲載します。